

監査報告書

2019（令和元）年5月23日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場
理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 安達 俊輔

監事 小山 峰志

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る法人本部ならびに全事業所の事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、法人本部拠点区分ほか17拠点区分における会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

以上

監査時の主な聞き取り内容

1. 会計監査

- 1) 繰越金の状況について
- 2) 財産の状況について
- 3) 未収金・未払金の状況について
- 4) 経常資金借入について
- 5) 減価償却および固定資産台帳の整備について
- 6) 就労支援事業会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 7) 新会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 8) 社会福祉充実残額について
- 9) その他

2. 事業監査

- 1) 事業所の運営状況について
- 2) 利用者の状況について
- 3) 職員の配置及び育成の状況について
- 4) 苦情受付や事故対応等の状況について
- 5) 施設・設備整備の状況について
- 6) その他

平成 30 年度会計監査報告

令和元年 5 月 22、23 日の両日、みだしについて法人本部理事長はじめ各経理担当者より計算関係書類に基づき、チェックリストに合わせ聞き取り等で会計監査を行いました。そのうえで以下の意見を申し述べます。

- ① 以前、指摘させていただいた各拠点における帳簿等のフォーマットの標準化については、概ね標準化されているようであるが、未だ一部に標準化されていないものもあった。さらに、帳簿というものは数字さえ合っていれば良いというものではなく担当者の備忘録的側面もあるが、本質的には第三者が閲覧するために作るものである。これを念頭に置き、さらに標準化を進めていってほしい。
- ② いくつかの拠点において過年度決算の未収入金・未払金・その他等に計上漏れや二重計上等、軽微な誤りが散見されているようだが、これを防止するために種々の対策をしてほしい。

以上

令和元年 5 月 29 日

監事 安達 俊輔

業務監査報告書

2019（令和元）年5月29日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場

理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 小山 峰志

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の業務執行状況について、2019（令和元）年5月22、23日の2日間にわたり理事長及び各事業の管理者より事業の実施状況ならびに運営に関する課題等について報告を受けました。その結果につきまして、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

理事長及び各事業の管理者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務の状況の確認を行いました。

続いて、監事監査チェックリストに沿って規程や関係書類の整備状況等について、平成30年度の理事会・評議員会の内容を踏まえ、事務局長に必要なに応じて説明を求め確認を行いました。

以上の方法により、当該年度に係る事業報告等について検討いたしました。

2. 監査意見

当該年度を通して理事会・評議員会に出席し、法人の適正な運営を確認しました。議案資料の準備ならびに会議の進行ともに適切に実施されており、それぞれの議案に対しても役員から積極的な発言がなされ合意の下で議決されていきました。

当該年度の監事監査におきましても、理事長ならびに各管理者からの報告により、当該法人が児童から成人、高齢期まで生涯にわたり障害を持ち生活する方々への継続した支援に真摯に取り組み、サービスの質の向上を目指している状況を把握いたしました。

また、利用者の高齢化や人口減少のなかでの人材確保など、これからの福祉を取り巻く様々な課題に対して、それぞれの事業所において意識している様子が窺えました。働き方改革への対応も各管理者が取り組みを進めており、働く環境への配慮もできているように感じました。社会福祉法人としてサービスの質向上や地域に対する貢献活動、従業員への労務管理に取り組む姿勢が認められました。

監事監査チェックリストの定款施行細則に記載のある福祉サービス第三者評価の計画的な受審については新しい年度より実施されるようなので、受審結果の公表を行いサービスの質の向上に結び付けてください。

【事業報告等の監査結果】

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。